

平成 30 年度

特定教育・保育施設確認指導（集団指導）

配布資料

【 次 第 】

- 1 平成 30 年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施状況
- 2 確認指導（実地指導）における指摘の状況等
- 3 基準条例に定める基準
- 4 公定価格における加算の要件等
- 5 処遇改善等加算の要件等

と き：2019 年（平成 31 年）3 月 11 日（月）16 時～17 時

場 所：藤沢市役所 本庁舎 会議室 3-3、3-4

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課

（ 総務・監査担当 ）

1 平成 30 年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施状況

（1）平成 30 年度確認指導（実地指導）実施施設等の数

対象施設等	平成 30 年度計画		前年度実績	
	施設数	実施数	施設数	実施数
	H30.4.1 時点	H31.1.31 時点	H29.4.1 時点	H30.3.31 時点
幼稚園（新制度移行園）	3	1	3	-
保育所（※2）	51	24	47	-
幼稚園型認定こども園	1	1	1	-
家庭的保育事業	4	2	4	-
小規模保育事業 A 型	16	8	15	-
合 計	75	36	70	-

※分園は、本園と合わせて 1 施設とする。

（2）平成 30 年度確認指導（実地指導）実施日程

年	月	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	合計
30	8		2 件	2 件
	9	4 件	3 件	7 件
	10	8 件	1 件	9 件
	11	6 件		6 件
	12	4 件	2 件	6 件
31	1	4 件	2 件	6 件
合計		26 件	10 件	36 件

2 特定教育・保育施設確認指導（実地指導）における指摘の状況について

（1）指摘事項のあった主な項目及び件数

項 目	文書指摘	口頭指摘
基準条例 (A)	0	9
運営規定	0	9
加算要件等 (B)	0	12
職員配置（基本分）	0	1
3 歳児配置改善加算	0	7
小学校接続加算	0	4
処遇改善等加算要件等 (C)	3	50
処遇改善等加算 I	1	4
処遇改善等加算 II	2	46
その他 (D)	0	5
合計 (A)+(B)+(C)+(D)	3	76

（２）確認指導・監査基準等の作成について

平成 30 年度より、神奈川県保育対策協議会保育所等監査部会において、特定教育・保育施設等確認指導・監査の基準（観点）、確認方法及び文書・口頭指摘の判定基準等について県内（政令市・中核市を除く。）で統一的な運用を図るべく協議を行っています。統一的な確認指導・監査基準等の運用については、早ければ平成 31 年度から適用していく予定です。詳細が決まりましたら、別途ご連絡いたします。

3 基準条例に定める基準について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）に定める基準（i）については、現在、確認指導（実地指導）の対象施設等に対してセルフチェック（ii）をお願いしています。

多くの施設等が、ほぼ全ての項目について「適・否」の「適」を申告しており、当該基準についておおむね適正な運営が行われているものと捉えていますが、一部の項目について指摘事項が見つかりました。

【参考資料：QR コードにて閲覧可能】

i. 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 13 号）

ii. 平成 30 年度 特定教育・保育施設確認指導・監査事前提出資料（幼稚園・保育所・認定こども園）



（１）運営規程（基準条例 20 条）

【園規則等に規定すべき事項】

- 施設の目的及び運営の方針
- 提供する特定教育・保育の内容
- 職員の職種、員数及び職務の内容（処遇改善等加算については後述。）
- 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
→ 土曜日に平日とは異なる保育時間を設定している場合は、特に注意してください。
- 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
→ 重要事項説明書等への記載や、保護者から同意を得ることだけでなく、その根拠として園規則等に別表を付すなど、具体的な利用者負担の内容を規定してください。
- 認定こども園、幼稚園、保育所の区分ごとの利用定員
- 特定教育・保育施設の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 上記のほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(2) 利用者負担額等の受領(領収書の交付)(基準条例 13 条 5 項)

保護者から保育料や特定負担額(上乘せ徴収)の支払い,又は実費徴収の支払いを受けた場合は,当該費用に係る領収書を保護者に対して原則として「紙」で交付しなければいけません。

ただし,振込や振替(自動引落)により受領する場合は,希望があれば紙の領収書の交付が可能である旨を事前に保護者に説明した上で,口座振込依頼書や通帳への記載等をもって,領収書の交付に代えることが可能です。

なお,集金袋等により現金を受領し,袋自体や袋に貼り付けた紙に金額の記載や受領印を押印していく等の方法の可否については,記載内容や最終的な集金袋等の取扱い等,運用状況により個別に判断となりますが,原則として上記の方法による対応をお願いします。

4 公定価格における加算の要件等

公定価格における加算については,施設等からの申請に基づき,国通知や FAQ 等に定められた要件を満たす施設等に対して認定を行った上で支給しているところですが,確認指導(実地指導)を実施する中で,当該要件等に関する説明が行き届いていないと思われる項目や,ご質問を頂戴した項目等について,具体例を示しながら解説いたします。

【参考資料:QRコードにて閲覧可能】

- i. 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 30 年 4 月 16 日府子本第 360 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)
- ii. 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」新旧対照表(平成 30 年 4 月 16 日府子本第 360 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別紙)
- iii. 事業者向け FAQ(よくある質問) Ver.7(平成 27 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援新制度 Q&A 集)
- iv. 自治体向け FAQ(よくある質問) 第 17 版(平成 31 年 2 月 13 日内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援新制度 Q&A 集)



(1) 職員配置(内閣府通知 別紙 1~4)

保育士又は保育教諭等(以下「保育士等」という。)の配置基準については,内閣府通知により「基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであるから,これを充足すること」として次項のとおり示されており,県の施設監査においても同一の基準により確認されているところです。

昨今の保育士等の確保が難しい状況の中,多くの施設等においては,余裕をもった職員配置に特段のご配慮をいただいております。

しかしながら,特に朝夕の時間帯については,利用乳幼児の登降園時間が前後すること等により,不足が生じやすくなっておりますので,引き続き全ての時間帯において十分な職員が配置されることと,それを常に確認できる体制の整備をお願いします。

【基本分単価に含まれる職員構成】

幼稚園（通知 別紙 1）	保育所（通知 別紙 2）※	認定こども園（通知 別紙 3～4）
園長		
教員（教諭等） i 年齢別配置基準 4歳児 30人につき 1人 3歳児及び満3歳児 20人につき 1人 ii 学級編制調整加配 利用定員 36人以上 300人以下は 1人	保育士 i 年齢別配置基準 4歳児 30人につき 1人 3歳児 20人につき 1人 2歳児 6人につき 1人 乳児 3人につき 1人 ii その他 利用定員 90人以下は 1人 標準時間認定有りは 1人 研修代替保育士 3日分	保育教諭等 i 年齢別配置基準 4歳児 30人につき 1人 3歳児 20人につき 1人 2歳児 6人につき 1人 乳児 3人につき 1人 ii その他 利用定員 90人以下は 1人 標準時間認定有りは 1人 主幹保育教諭等の代替として 2人 研修代替保育士 3日分
その他 i 事務職員及び非常勤事務職員 ii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	その他 i 調理員等 ii 非常勤事務職員 iii 嘱託医・嘱託歯科医	その他 i 園長 ii 調理員等 iii 事務職員及び非常勤事務職員

※ 藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準に定める配置基準とは異なります。

(2) 3歳児配置改善加算（内閣府通知 別紙 1～4）

当該加算を受ける場合、3歳児に対する保育士等の配置基準が、4－（1）で示した基準よりも厳しくなります。特に3歳児の利用定員が15名を超える施設等については、登園して来る利用乳幼児の数が16名となった時点から必要な保育士等の数が増えることとなりますので、基準を下回ることをしないようご注意ください。

また、保育士等の配置状況の確認の際は、利用乳幼児の登降園時間と、配置された保育士等の勤務時間の突合せを行います。特に、保育士等以外のいわゆるフリー保育士や非常勤保育士等が、いつ・どのクラスに入っていたのかといった勤務状況についての記録を保管しておいていただくようお願いします。

(3) 主任保育士専任加算、主幹教諭等専任加算（内閣府通知 別紙 1～4）

主任保育士又は主幹教諭等（以下「主任保育士等」という。）を各役職に特有の業務に専念させるために代替職員を配置する場合に認定される加算です。

加算を受けている場合は、該当の主任保育士等を職員配置基準上の必要人員数にカウントすることができなくなります。これについては、朝夕や土曜日など子どもが少ない時間帯においても同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

なお、職員の体調不良等の突発的な事由によりやむを得ず主任保育士等を配置することは可能ですが、保育士等の退職による人員不足等の対応として主任保育士等をシフト

に組み入れいることはできません。万一、主任保育士等を含めなければ職員配置基準を満たすことが難しい場合は、代替職員を確保できるまでの期間、当該加算の認定を（一時的に）辞退する等の対応を適切に行っていただくようお願いします。

（４）施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や防災用品や備蓄用の食料の購入など、施設の総合的な防災対策を図る取組を実施する場合に認定される加算です。

施設等によっては、認定を受けたものの年度内に計画が履行されず加算額を返還していただいたケースや、実績報告書が所定の期限内に提出されないケースが散見されましたので、適切な対応をお願いします。

また、当該加算については、施設等の防災機能強化に大変有効ですが、未申請の施設等や申請する際に活用方法に悩むという意見がありましたので、本市及び県内他市における活用事例を参考にご紹介します。

【活用事例】

品名	備考	金額の目安
備蓄倉庫	防災用品、備蓄食料の保管場所として使用します。	15万円前後
発電機+燃料	保管場所が課題ですが、あれば便利です。修繕費としても申請可能です。	10万円前後
投光器+三脚	発電機とセットでの使用になりますが、停電時には重宝します。	数千～数万円
暖房器+燃料	石油ストーブ、薪ストーブと燃料をセットで用意します。	5万円前後
ヘルメット+ホルダー	壁掛け式のヘルメットホルダーは安全かつスムーズな避難に有効です。	数百～数千円
毛布+圧縮袋	多用途ですが嵩張る毛布。圧縮して収納することで大量に保管できます。	数千円
かまど、コンロ	炊き出し用に、燃料や食料とセットで用意します。	数千～数万円
ポータブル浄水器	非常用水の備蓄には限界があります。水源を確保できる場合は大変有用です。	数千～数万円
簡易トイレ	感染症予防のためにも衛生的な環境の確保は課題となります。	数千～数万円
防災教育用教材、講師	職員の防災教育も重要な機能強化です。教本やDVD、講習の講師謝礼など。	数千～数万円

（５）小学校接続加算（内閣府通知 別紙 1～4）

【加算要件】

- 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
→園規則、辞令の写し、分担表等、書面により明記してください。
- 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
→実施した活動について報告書を作成するなど、実施状況の記録をお願いします。
- 小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(6) 施設関係者評価加算

当該加算は、幼稚園及び認定こども園を対象に、保護者その他の施設等の関係者（施設等職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に認定されるものです。

評価の実施方法については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施することとされております。

施設関係者評価や第三者評価については、実施することが努力義務となっておりますが、公定価格における加算を活用し、計画的かつ積極的な評価実施をお願いします。

【参考資料：QRコードにて閲覧可能】

- i. 幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕（見え消し修正版）（文部科学省平成23年11月15日）



5 処遇改善等加算の要件等について

処遇改善等加算については、制度自体が未だ発展途上の段階にあり、加算の要件についても、国の通知等に基づく詳細な内容の周知が十分に行えていない状況にありました。

ここでは、多くの施設等において未整備であった、処遇改善等加算Ⅰのキャリアパス要件及びⅡの加算要件の「施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）」、及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）」についての規定について、別紙1にて具体例を示しながら解説いたします。

また、賃金改善実績報告書の提出に当たっての、基準年度賃金水準の考え方、公定価格（基本分）における人件費改定分の取扱い、法定福利費等の事業主負担分の考え方等、賃金改善実績額の算定に当たって必要な事項等について、別紙2にて解説いたします。

最後に、処遇改善等加算に係る規定の整備に関する個別相談についてご案内いたします。

【参考資料：QRコードにて閲覧可能】

- i. 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成30年4月16日府子本第381号内閣府政策統括官通知）
- ii. 子ども・子育て支援新制度 市町村等職員向けセミナー【東京会場】（平成30年8月20日（月）内閣府子ども・子育て本部 HP）

